長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

藤井 深

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成26年4月11日である。

3 請求の内容

請求人から提出された長野県職員措置請求書建設部建築住宅課公営住宅室に関する措置請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求の要旨

建設部建築住宅課公営住宅室は旧住宅課時代より県営住宅に管理人を配置し特別職報酬を戸数に応じて県営住宅家賃収入から支払ってきた。ところが報酬に対して同室は報告義務を課しておらず管理人は何もしないでも報酬を得ている実態が明らかになった。請求人はこの実態を公費不正支出に該当すると思慮しこれまで管理人に支払った特別職報酬の全額返還と管理人の廃止を求めるものである。

- ア 管理人の業務は定められているものの報告義務がないから業務を遂行したか否か同室 が監査しないまま何年にも渡って同一人が何の業務を行わなかったにもかかわらず報酬 が支払われた疑いが強い。
- イ ねざめ団地の場合2014年度は52戸で積算され37,280円が支払われたがその報酬に見合う業務が遂行されていない。当該管理人は共益費の集金支出報告書を作成しているがね ざめ団地自治会会計も兼務しており共益費残高が自治会会計に繰り越されている実態が ある。
- ウ 管理人を廃止すると同時にこれまで管理人に支払った報酬を返還させるべきである。
- (2) 請求書添付の事実証明書
 - ア 県営住宅等に関する規則(抜粋)、県営住宅管理人に関する要綱(抜粋)
 - イ 平成25年度県営住宅管理人の報酬額等について(平成25年4月1日付け25住第466号 地方事務所(商工観光)建築課長宛住宅課長通知)
 - ウ 24年度団地共益費会計収支明細
 - エ 管理人の選定について (アンケートのお願い)
- 4 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成26年4月11日付けで受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定による請求人の陳述を、平成26年5月16日に行った。また、請求 人から追加の証拠提出があった。

第2 監査の実施

- 1 監查対象事項
 - (1) 対象行為

住民監査請求について、法は第242条第1項において、「普通地方公共団体の住民は、 当該地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員につ いて、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若し くは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に 公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを 証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、 若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共 団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができ る。」と規定し、住民監査請求の対象行為を限定的に示している。請求人の請求内容及び 提出された事実証明書、メールで送信された参考資料を総合して当該基準に照らして判断 すれば、①県は要綱において県営住宅管理人に対して実績報告書の提出を義務付けておら ず、当該県営住宅管理人に職務を遂行したか否かを確認することなく同人に対して報酬を 支払ったのは、違法若しくは不当な公金の支出であり、報酬の返還を求めるべきであると いう点、及び②県営住宅ねざめ団地の県営住宅管理人(以下「本件管理人」という。)に 対して37,280円の報酬が支払われているが、報酬に見合う職務が遂行されていないから、 違法若しくは不当な公金の支出であり、報酬の返還を求めるべきであるという点を監査対 象とした。

(2) 監查対象期間

監査対象期間については、法第242条第2項において「前項の規定による請求は当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これをすることができない。」と規定され、この例外として、正当な理由がある場合はこの限りでない旨定められている。この正当な理由の有無について最高裁判所は、「住民が相当の注意力をもって調査をしたときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解されるときから相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきもの」と判示している(昭和63年4月22日最高裁判決)。正当な理由について、請求人は「今般事案が、ねざめ団地固有の事案ではなく旧長野県建設部住宅課が県営住宅管理人に関する要綱において業務報告義務を課してこなかったことに起因する大事件」と主張しているが、前掲判決に照らせば、正当な理由があると認めることはできない。監査対象期間について、請求人は、「対象年度は県営住宅管理人制度開始時期より今年度まで」と主張しているが、上記から、支出負担行為のあった日から1年を経過したものを対象外とし、平成25年度分の県営住宅管理人の報酬支出に関わるもの及び本件請求のあった日を基準として支出負担行為のあった日から1年以内のものを監査対象とした。

2 監査対象機関

建設部建築住宅課公営住宅室及び木曽地方事務所を監査対象機関とした。

3 監査対象機関の監査

法第242条第4項の規定により、監査対象機関の職員に対し、関係書類の提出を求めると ともに、平成26年5月16日、木曽地方事務所において事務局職員による聴取り調査を実施し た。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係法令との照合、関係書類等の調査、請求人の陳述及び監査対 象機関の調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 関係法令

ア 県営住宅管理人制度

(7) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)

公営住宅法は、第33条第1項で「事業主体は、公営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、公営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるために公営住宅監理員を置くことができる。」と規定し、公営住宅監理員の任命について、同条第2項で「公営住宅監理員は、事業主体の長がその職員のうちから命ずる。」と規定している。また、第48条で「事業主体は、この法律で定めるもののほか、公営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を条例で定めなければならない。」と規定し、事業主体に対して公営住宅等の管理に関する条例の制定を義務付けている。

(イ) 県営住宅等に関する条例(昭和35年長野県条例第33号)及び県営住宅等に関する規則(昭和44年長野県規則第30号)

公営住宅法第48条の規定を受けて、県営住宅等に関する条例が制定され、県営住宅等の設置及びその管理等に関し必要な事項を定めている。

さらに、同条例第32条で「この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。」と規定し、具体的な手続等の細目的事項については、規則以下に委任されている。

この規定を受けて県営住宅等に関する規則が制定され、県営住宅管理人に関しては、同規則第22条第1項で「法(公営住宅法)第33条第1項に規定する公営住宅監理員の職務を補助させるため、県営住宅の団地に県営住宅管理人を置く。」と規定され、さらに同条第2項で「県営住宅管理人は、県営住宅の入居者のうちから知事が任命する。」こととされている。

(ウ) 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)

事務処理規則第5条第1項及び別表第2の6の(67)のウの規定により、県営住宅管理人に対する知事の任命権限は地方事務所長に委任されている。

(エ) 県営住宅管理人に関する要綱(昭和48年12月6日付け48建第556号)

県営住宅等の管理に関する規則第22条第1項に規定する県営住宅管理人について、必要な事項を定めるものとして、県営住宅管理人に関する要綱(以下「要綱」という。)が定められている。要綱では、県営住宅管理人の任命について、第3第1項で「管理人は、入居者のうちから人格円満で指導力があり、かつ、団地の環境整備、県営住宅等の正常な維持管理に協力できる者を地方事務所長が任命するものとする。」と規定し、その任期について、同第2項で「管理人の任期は任命された日から1年以内とし、再任を妨げない。」こととしている。

県営住宅管理人の職務については、要綱第5第1項で「管理人は、常に入居者及び 県営住宅等の状況を適確に把握するとともに、町内会、自治会等とも密接な連絡をと り、団地の環境整備、県営住宅等の正常な維持管理に努めるものとする。」と規定し、 同第2項で「管理人は、所長(地方事務所長)の指揮監督を受け、別に定めるところ により、次に掲げる事務を行うものとする。」と定め、その事務として、①入居に関する事務②退去に関する事務③修繕等に関する事務④報告事務⑤文書取次事務を掲げ、さらに、同第3項で、県営住宅管理人の帳簿の備付け及び整備について規定し、当該帳簿として、団地住宅配置図、県営住宅管理簿及びその他所長が指示したものを挙げている。

守秘義務については、県営住宅管理人は個人情報に接する機会もあることから要綱 第7により課せられている。

イ 県営住宅管理人の身分

県営住宅管理人は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項が規定する 特別職の非常勤公務員であり、要綱第5の規定により任命権者の指揮監督を受けている。

ウ 県営住宅管理人の報酬

(ア) 法及び特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)

法第203条の2は、非常勤の職員に対する報酬について、その勤務日数に応じて支給することを原則とするものの、ただし書きにおいて条例で特別な定めをした場合はこの限りでない旨規定している。このただし書の規定を受け、特別職の職員等の給与に関する条例第8条第1項において、「非常勤の特別職の職員のうち議会の議員以外の者に支給する報酬は、別表第3に掲げる額とする。」と規定し、別表第3の4において、「その他特別職の職員」に対して「予算の範囲内において、他の職員との権衡を考慮して任命権者が定める額」を報酬として支給する旨定めている。

(イ) 要綱及び平成25年度県営住宅管理人の報酬額等について(通知)

予算の範囲内で任命権者が定める額として、要綱は第6第1項で「別に定める額」と規定している。この「別に定める額」として、建設部住宅課長から地方事務所商工観光)建築課長宛に通知「平成25年度県営住宅管理人の報酬額等について」(平成25年4月1日付け25住第466号)が発せられており、公営住宅監理員が常駐していない県営団地における県営住宅管理人の平成25年度における報酬年額を次のとおり定めている。

基本額		9, 100円
戸数割	30戸まで	620円
	31戸から50戸まで	450円
	51戸以上	290円

なお、平成24年度においても同趣旨の通知が4月1日付けで発せられており、報酬額等の取り扱いも同様であった。

(2) 県営住宅管理人への報酬支払状況

ア 全県

会計帳票及び証拠書類等を確認したところ、支払手続等は会計法規に従い適確に行われていた。平成25年度分支出として全県では、延べ429人の県営住宅管理人に対して、総額10,887,567円の報酬が支出されていた。また、平成25年度分支出以外で、本件請求のあった日を基準として、支出負担行為のあった日から1年以内のものとして全県では、延べ62人の県営住宅管理人に対して、総額1,533,142円の報酬が支出されていた。地方事務所副所長は、県営住宅管理人の任期満了後、就業期間や受持ち戸数等を適確

に確認していた。地方事務所(商工観光)建築課長は、日常的な連絡等により県営住宅管理人の職務遂行状況を確認していた。

イ 本件管理人への報酬

本件管理人に対して、平成25年度分として平成26年4月2日付けの支出負担行為により37,280円の報酬が支出されており、源泉所得税を控除した残額36,139円が本人名義の預金口座に振り込まれていた。また、平成25年度分支出以外で、本件請求のあった日を基準として、支出負担行為のあった日から1年以内のものはなかった。

(3) 本件管理人の職務内容

監査対象機関からは、県営住宅管理人に対して実績報告書の提出を求めてはいないが、 県営住宅管理人との日常的な連絡などの機会を通じて職務遂行状況を確認しているとの説明を受けた。本件管理人の平成25年度の職務として確認できた主な事項は、次のとおりである。

ア 入退去の事務

6戸の入居、10戸の退去があった。入退去の都度、団地内に備え付けている団地住 宅配置図及び県営住宅管理簿の内容を更新している。

イ 報告事務及び修繕等に関する事務

- (ア) 11月に入居者から水道の水圧が低下しているとの情報提供があり、本件管理人が 水道を管理する町に点検を依頼し、その結果、異常がなかった旨を木曽地方事務所 に報告をしている。
- (4) 1月には、無断退去者と思われる者について、木曽地方事務所に報告をしている。
- (ウ) 2月には、例年以上の大雪であること、及びこれを放置した場合の凍結の危険について、木曽地方事務所に報告をしている。

ウ 文書の取次など

6月には、収入申告書を各戸に配布するとともに、7月には、本件管理人に対して 提出された収入申告書を、木曽地方事務所に提出した。内容が記載された収入申告書 には、個人情報が含まれており、慎重な取扱いを必要とするものである。

工 共益費

監査対象機関からは、共用部分の電気代など共益費会計の職務は、県営住宅管理人の職務ではなく、県営住宅ねざめ団地自治会の会計担当者としての職務であるとの説明を受けた。請求人は、陳述の場において、この職務は県営住宅管理人の職務でない旨を陳述している。共用部分の電気及び水道の使用料については、それぞれの供給事業者から県営住宅ねざめ団地自治会が直接請求を受けているものであり、その徴収についても、当該使用料を各入居者に割り当てて徴収し、これを、各供給事業者に支払っているものであって、県営住宅ねざめ団地自治会の会計行為であり、県営住宅管理人の職務ではないと認められる。

2 判断

県と県営住宅の入居者との間でどのような連携体制を構築するかは、費用対効果や住民意識、法規制などを総合的に考慮しながら検討すべきものであり様々な制度設計の余地があるが、現行の県営住宅管理人制度は、一定の成果を上げているものと考える。

請求人の主張に対しては、前記1において確認した事実関係に基づき、次のとおり判断す

る。

(1) 県は要綱において、県営住宅管理人に対して実績報告書の提出を義務付けておらず、 当該県営住宅管理人に職務を遂行したか否かを確認することなく同人に対して報酬を支 払ったのは、違法若しくは不当な公金の支出であるという主張について

請求人が主張するとおり、県営住宅管理人に対して報酬を支払う際に実績報告書の提出 は求めていない。しかし、県営住宅ねざめ団地の例をみても、本件管理人は、任命権者の 指揮監督を受けて具体的な職務を実施しており、木曽地方事務所商工観光建築課長は、日 常的な連絡等により本件管理人の職務遂行状況を確認していた。

報酬の支払いにおいては、木曽地方事務所副所長は、本件管理人の任期満了後、就業期間や受持ち戸数等を適確に確認していたものと認められる。この取扱いは、他の地方事務所においても同様であった。報酬の支払いにおいて、第三者からみた支出の透明性を高める取組は大切であるが、県営住宅管理人の職務遂行状況は確認されており、実績報告書の提出がないことのみをもって、支出が違法または不当であるとまで言うことはできない。

(2) 本件管理人に対して37,280円の報酬が支払われているが、報酬に見合う職務が遂行されていないから、違法若しくは不当な公金の支出であるという主張について

請求人が主張するとおり、平成25年度において本件管理人に対して37,280円の報酬が支 払われていた。特別職の公務員に対して日額報酬制以外の報酬額を定めるには、法第203 条の2第2項ただし書の規定によることになるが、同項ただし書は、実体的な要件につい て何ら規定していない。この点について、最高裁判所は、「普通地方公共団体の非常勤の 職員に関し、どのような報酬制度が当該非常勤職員に係る人材確保の必要性等を含む当該 普通地方公共団体の実情等に適合するかについては、各普通地方公共団体ごとに、その財 政の規模、状況等との権衡の観点を踏まえ、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や 勤務の態様、負担等の諸般の事情の総合考慮による政策的、技術的な見地からの判断を要 する。」と判示している(平成23年12月15日最高裁判決)。本件をこの基準に照らせば、 ①県営住宅管理人の職務の性質としては、任命や解任、職務内容、報酬、守秘義務などを 要綱で定める特別職の公務員であって、県営住宅に関しての地域に密着した窓口のひとつ である。②職務内容は、要綱第5により定められているが、常に入居者や県営住宅等の状 況を適確に把握するとともに、町内会、自治会等とも密接な連絡をとり、団地内の環境整 備、県営住宅等の正常な維持管理に努めることに加え、任命権者の指揮監督を受けて、入 退去に関する事務や報告、文書の取次、団地住宅配置図等の整備及び備付けなどを行うこ とである。本件管理人における平成25年度の主な職務の状況は、6戸の入居者と10戸の退 去者に対する入退去時の帳簿整備等の事務、無断退去と思われる者の木曽地方事務所への 通報、収入申告書の取りまとめ、修繕要望の木曽地方事務所への提出などである。③職責 としては、報告や帳簿の整備、文書取次などが主な職務であるが、常に入居者や県営住宅 等の状況を適確に把握するとともに、団地内の環境整備や県営住宅等の正常な維持管理に 協力できる者であることが期待されている。④勤務態様としては、自らが居住する住宅団 地内において、入居者や県営住宅等の状況を適確に把握できる状況にあれば職務遂行中と 考えることもでき勤務時間などの定めはない。社会常識の範囲内の時間において入居者か らの電話による情報提供を受けるなど具体的な事務を行うことになる。⑤負担等としては 報告に要する電話代などの通信費は、県営住宅管理人の負担となっている。⑥県営住宅管

理人の報酬額は、毎年度、予算の範囲内で、他の職員との権衡を考慮して定められている。 平成25年度において、公営住宅監理員が常駐していない戸数52戸の県営住宅団地を受け持つ県営住宅管理人の報酬年額は、基本額9,100円に、30戸までは単価620円に30戸を乗じて得た18,600円を、31戸から50戸までは単価450円に20戸を乗じて得た9,000円を、51戸から52戸までは単価290円に2戸を乗じて得た580円を、戸数割手当としてそれぞれ加算した合計37,280円となる。この金額を12月で割れば、月額換算で約3千円の報酬となる。本件管理人は、団地に居住しながら、52戸の入居者の状況や団地施設の状況等を把握して、異常な点などがあれば木曽地方事務所へ情報提供等を行っており、この職務だけに限定して検討しても、社会通念上、この金額は、不当に高額な報酬額ということはできない。むしろ、県営住宅管理人には、住民自治を促しながら県と県営住宅の入居者とのパイプ役としての役割が期待されていることを勘案すれば、県営住宅管理人への報酬を、県営住宅管理人を引き受けた御厚意に対する謝礼として捉えることも理解できる。

以上から、平成25年度における本件管理人の報酬額は、職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等を総合的に考慮した上で地域の実情に適合し予算の範囲内で適切に定められたものと認められる。

3 結論

本件監査対象である請求人の請求は棄却する。請求人のその余の請求は法第242条が定める住民監査の対象でないため却下する。